

令和 3 年 3 月 2 日

海外遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の配分に関する行動規範

1. 前文

海外から植物・動物・微生物等遺伝資源を適正に取得・利用することは、平成 26 年の「名古屋議定書」*の発効を受けて、平成 29 年にわが国政府が定めた「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS 指針)において要請されています。ABS (Access and Benefit-Sharing -取得と利益配分-)の的確な実施は、平成 5 年発効の「生物の多様性に関する条約」(CBD: Convention on Biological Diversity)によって枠組み合意ができ、さらに「名古屋議定書」によって強化されてきました。

農研機構は、中長期計画(平成 28~32 年度)に『ABS に関する国際約束にしたがって的確な遺伝資源等の収集を行う』と掲げて真摯に対応していくこととし、平成 29 年 8 月に ABS 指針に則った遺伝資源の取得・利用のための内部規程を整備しました。

このたび、さらに ABS 指針の奨励に従って、農研機構における海外遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の配分に関する行動規範を策定します。

2. 原則・適用範囲

(1) 原則

農研機構の業務にかかわるすべての者は、各国が自国の天然資源に対して有する主権的権利を認識し、遺伝資源提供国の国内法及び CBD 等の国際法**並びにわが国政府の定める「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS 指針)を遵守し、その研究開発の推進において高い倫理観をもって誠実かつ公正に行動します。

(2) 対象者

農研機構に所属する役職員、契約職員、研究生および留学生を含む農研機構の業務にかかわる全ての者が対象となります。

(3) 対象遺伝資源***

農研機構が、CBD の発効後に海外の遺伝資源提供国から取得した遺伝資源(有体物)を対象とします。

3. 遺伝資源の取得

(1) 取得予定の遺伝資源(当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を含む)に係る ABS を規制する国際法を認識します。

(2) 遺伝資源提供国の研究実施及び遺伝資源関連国内法及び規制要件に関する情報を事前に収集します。

- (3) 遺伝資源提供国の国内法及び規制要件を遵守し、遺伝資源を提供する機関等との間で相互に合意する条件にしたがいます。なお、「ABS 指針」の適用範囲外の遺伝資源の取得に際しても、提供国の有する主権的権利を認識し国内法を遵守し、このために最善の努力をします。
- (4) 遺伝資源の取得を正規の手続を踏んで行うため、事前の情報に基づく同意(PIC (Prior Informed Consent))を得て、相互に合意する条件(MAT (Mutually Agreed Terms))を設定します。PIC 及び MAT の設定等については、その交渉記録の残し方を含め、事前に本部担当部署に確認します。
- (5) 環境保全や動植物検疫等、生物の国境を越える移動に関する法令(植物防疫法、家畜伝染病予防法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律等)を遵守します。

4. 遺伝資源の利用、保存、提供及び利益配分

- (1) 遺伝資源の利用、保存、提供は、PIC 及び MAT にしたがって行います。
- (2) 遺伝資源の利用から生ずる利益の配分は、金銭的及び非金銭的な利益ともに、MAT にしたがって行います。
- (3) 遺伝資源の利用・保存・提供にあたっては、適正な ABS の実施に必要な記録を保管します。

5. その他

本行動規範は、必要に応じて改訂します。

*「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

**「名古屋議定書」及び「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA: International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture)」。

***「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材(土壌中のものなどを含めその存在態様を問わない)を示します。